



平成 22 年 4 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
福岡リート投資法人
代表者名 執行役員 茶木 正安
(コード番号：8968)

資産運用会社名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
株式会社福岡リアルティ
代表者名 代表取締役社長 茶木 正安
問い合わせ
常務取締役財務部長 西尾 陽一
TEL. 092-272-3900

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 22 年 3 月 19 日付日本経済新聞にて公告の通り、平成 22 年 5 月 26 日に第 4 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）を開催する予定であり、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任について本投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記の記載事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行により、投資証券等が電子化されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（変更案第 6 条、第 7 条及び第 31 条第 6 項関係）。
- (2) 「租税特別措置法」（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けられるための要件に関して、借入金の借入先の定義及び範囲が変更されたこと、支払配当の額にかかわる要件の基礎となる金額が配当可能利益の額に変更されたこと、投資法人の合併時の税務上の特例規定の適用を受けられるための要件が新設されたこと、並びに、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減に係る要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（変更案第 30 条第 1 項、第 30 条第 6 項、第 36 条第 3 項及び第 38 条第 1 号イ関係）。
- (3) 本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して変更を行うものであります（変更案第 30 条第

3項及び第31条関係)。

(4) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

(規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 資産運用委託契約変更の主な内容及び理由

(1) 本投資法人と本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社福岡リアルティとの間の平成16年6月17日付資産運用委託契約(以下「本資産運用委託契約」といいます。)について、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)が施行され、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律198号。その後の改正を含みます。)その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたこと等に伴い、本資産運用委託契約の全般に亘って必要な字句の修正等を行うものであります。

(2) 第1号議案記載の規約の一部変更に伴う変更その他規約と平仄を合わせる変更を行うものであります。

(3) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

(4) なお、本議案の決議は、第1号議案の規約の一部変更が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(資産運用委託契約変更に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 役員選任について

執行役員茶木正安、監督役員長野庵士及び篠原俊の各氏は、平成22年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出するものであります。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名及び補欠監督役員2名の選任にかかる議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

4. 本投資主総会に関する日程

平成22年4月15日 本投資主総会提出議案の役員会承認

平成22年5月6日 本投資主総会招集ご通知の発送(予定)

平成22年5月26日 本投資主総会(予定)

以上

【別紙】第4回投資主総会招集ご通知

※本資料の配布先

兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ

※本投資法人のホームページアドレス <http://www.fukuoka-reit.jp>

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡リート投資法人
執行役員 茶木正安

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年5月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年5月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 資産運用委託契約一部変更の件
- 第3号議案 執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第6号議案 補欠監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
-

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行により、投資証券等が電子化されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（変更案第6条、第7条及び第31条第6項関係）。
- (2) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件に関して、借入金の借入先の定義及び範囲が変更されたこと、支払配当の額にかかわる要件の基礎となる金額が配当可能利益の額に変更されたこと、投資法人の合併時の税務上の特例規定の適用を受けるための要件が新設されたこと、並びに、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減に係る要件が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります（変更案第30条第1項、第30条第6項、第36条第3項及び第38条第1号イ関係）。
- (3) 本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して変更を行うものであります（変更案第30条第3項及び第31条関係）。
- (4) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(目的) 第2条 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。(以下「投信法」という。))に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。) (以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p>	<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p>
<p>(発行可能投資口総口数) 第5条 (記載省略) 2. 本投資法人が発行する投資口の<u>払込金額</u>の総額のうち、国内において募集される投資口の<u>払込金額</u>の占める割合は、100分の50を超えることとする。 3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、募集投資口の発行を行うことができる。<u>当該募集投資口の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た価額とする。</u></p>	<p>(発行可能投資口総口数) 第5条 (現行どおり) 2. 本投資法人が発行する投資口の<u>発行価額</u>の総額のうち、国内において募集される投資口の<u>発行価額</u>の占める割合は、100分の50を超えることとする。 3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができる。<u>募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)</u>1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た価額とする。</p>
<p>(投資口の払戻し) 第6条 本投資法人は、投資主(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。))を含む。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>	<p>(投資口の払戻し) 第6条 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>
<p>(投資口の取扱いに関する事項) 第7条 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに投資主名簿(実質投資主に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。))を含む。以下同じ。)への記載又は記録、投資証券の再発行、その他の手続並びにその手数料は、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規程によるものとする。</p>	<p>(投資口の取扱いに関する事項) 第7条 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続その他の投資口及び投資証券に関する取扱いの手続及びその手数料は、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規程によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p>
<p>(定足数) 第13条 投資主総会の決議(普通決議及び特別決議を含む。)は、発行済投資口の総口数の3分の2以上にあたる投資口を有する投資主の出席をもって行う。但し、法令の改正に伴い必要となる規約の改定を議案とする場合、議決権の過半数の投資主の出席をもって行う。</p>	<p>(定足数) 第13条 投資主総会の決議(普通決議及び特別決議を含む。)は、発行済投資口の3分の2以上にあたる投資口を有する投資主の出席をもって行う。<u>ただし</u>、法令の改正に伴い必要となる規約の改定を議案とする場合、<u>発行済投資口</u>の過半数の投資主の出席をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。<u>この場合においては</u>、当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証明する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p>

<p>(書面による議決権の行使) 第16条 <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使) 第17条 (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日) 第19条 (記載省略) 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者とするすることができる。</p> <p>第4章 役員及び役員会</p> <p>(役員の数並びに役員会の構成) 第21条 (記載省略)</p> <p>(役員会招集者及び議長) 第24条 (記載省略) 2. 役員会の招集通知は、各役員に対し役員会の日の3日前までに発するものとする。ただし、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会の決議の方法) 第25条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数が出席の上、出席構成員の過半数の議決によって行う。</u></p> <p>(役員会議事録) 第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名、記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第5章 資産運用</p> <p>(投資態度) 第30条 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(書面による議決権の行使) 第16条 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</p> <p>2. 前項の定めにより書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使) 第17条 (現行どおり) 2. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</p> <p>3. 前項の定めにより電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(基準日) 第19条 (現行どおり) 2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者とするすることができる。</p> <p>第4章 役員及び役員会</p> <p>(役員の数並びに役員会の構成) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(役員会招集者及び議長) 第24条 (現行どおり) 2. 役員会を招集する者は、役員会の日の3日前までに各役員に対してその通知を発するものとする。ただし、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会の決議の方法) 第25条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(役員会議事録) 第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、<u>これに署名、記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第5章 資産運用</p> <p>(投資態度) 第30条 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の<u>所有権</u>、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
---	---

<p>3. 本投資法人は、不動産等への投資に際しては、十分なデュー・ディリジェンス（詳細調査等）を実施し、その投資価値を見極めた上で、投資環境等に応じてその投資を決定する。</p> <p>4. （記載省略）</p> <p>5. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（資産運用の対象とする特定資産の種類）</p> <p>第31条 本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第2項及び第3項に掲げるものをいう。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>(1)～(3) （記載省略）</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（不動産等に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(6) 信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(8) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>(1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券</p> <p>(2)～(3) （記載省略）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号又は第5号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>4. （記載省略）</p> <p>(1)～(4) （記載省略）</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 社債券（相互会社の社債券を含む。転換社債、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>(7)～(8) （記載省略）</p> <p>(9) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいう。）</p>	<p>3. 本投資法人は、不動産等及び不動産対応証券への投資に際しては、十分なデュー・ディリジェンス（詳細調査等）を実施し、その投資価値を見極めた上で、投資環境等に応じてその投資を決定する。</p> <p>4. （現行どおり）</p> <p>5. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、不動産等に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当することができる。</p> <p>6. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本項において同じ。））、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合が100分の70以上となるようにする。</p> <p>（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>第31条 本投資法人が主要な投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第2項及び第3項に掲げるものをいう。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>(1)～(3) （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) 信託財産を主として第1号から第3号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産等に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(7) 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>(1) 優先出資証券 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券</p> <p>(2)～(3) （現行どおり）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>4. （現行どおり）</p> <p>(1)～(4) （現行どおり）</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 社債券（相互会社の社債券を含む。新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>(7)～(8) （現行どおり）</p> <p>(9) 投資法人債券（投信法第2条第18項に定めるものをいう。）</p>
--	--

<p>(10)～(11) (記載省略)</p> <p>(12) 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その<u>他の</u>改正を含む。以下「<u>投信法施行令</u>」という。)第3条第7号で定めるものをいう。)</p> <p>(13) <u>デリバティブ取引(投信法施行令第3条第2号で定めるものをいう。)</u>に係る権利 (新設) (新設)</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(3) (記載省略) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(4) 前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得することが必要又は有用となるもの</u> (新設)</p> <p>(投資制限) 第32条 本投資法人は、前条第4項第3号から第11号までに定める有価証券及び同項第12号に定める金銭債権について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p>(12) 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その<u>後の</u>改正を含む。)(以下「<u>投信法施行令</u>」という。)第3条第7号で定めるものをいう。)</p> <p>(13) <u>デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(14) <u>株券(ただし、第29条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に限る。)</u></p> <p>(15) <u>有価証券(ただし、本条第2項、第3項及び前各号において有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>5. 本投資法人は、<u>上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>地役権</u></p> <p>(5) <u>著作権法(昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。)</u>に基づく著作権等</p> <p>(6) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含む。)</u>に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得することが必要又は有用となるもの</u></p> <p><u>6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記第2項から第5項までを適用するものとする。</u></p> <p>(投資制限) 第32条 本投資法人は、前条第4項第3号から第11号まで、<u>第14号及び第15号に定める有価証券並びに同項第12号に定める金銭債権について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 (記載省略)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第4号までに定める不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及び地役権</u>取得価格から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p> <p>(2) 第31条第2項第5号から第8号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引</p>	<p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分信託財産の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を行い、<u>匿名組合の構成資産が不動産の場合は匿名組合に対する持分相当額を純額で取り込んだ価額により評価するものとする。信託財産又は匿名組合の構成資産がその他の資産の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。</u></p> <p>(3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引</p>

<p>価格、証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。)を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。</p> <p>(4) 第31条第4項第3号から第11号までに定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を用いるものとする。</p> <p>(5) 第31条第4項第1号、第2号及び第12号に定める預金、コールローン及び金銭債権 取得価格から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価格と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。</p> <p>(6) 第31条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。なお、金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第4号までに定める不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第2項第5号から第8号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、決算期とする。ただし、第1項第3号及び第4号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産につ</p>	<p>引価格、証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。)により評価する。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。</p> <p>(4) 第31条第4項第3号から第11号まで並びに同項第14号及び第15号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額により評価する。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を用いるものとする。</p> <p>(5) 第31条第4項第1号、第2号及び第12号に定める預金、コールローン及び金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。</p> <p>(6) 第31条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))により評価する。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。なお、金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、<u>投信法、社団法人投資信託協会(以下「投信協会」という。)</u>の<u>評価規則</u>に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに同条第5項第4号に定める地役権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分 信託財産の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を行い、<u>匿名組合の構成資産が不動産の場合は投信協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に従って評価するものとする。</u>信託財産又は匿名組合の構成資産が金融資産の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、決算期とする。ただし、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる</p>
--	---

<p>いては毎月末とする。</p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、<u>特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金を用途とし、借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。）の発行を行うことができる。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 資金を借入れる場合、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、<u>租税特別措置法施行規則第22条の19第1項に規定するものに限る。</u>）からの借入れに限るものとする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>資産については毎月末とする。</p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、<u>資産の取得資金、工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金等を用途とし、借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限られるものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 資金を借入れる場合、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下同じ。）第67条の15に規定する機関投資家に限る。</u>）からの借入れに限るものとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第8章 計算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 (記載省略)</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第137条第1項に定める利益の金額（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算されるものとする。</p> <p>イ. 分配金額は、原則として租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。</u>）第67条の15に規定される本投資法人の<u>配当可能所得の金額</u>の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、<u>金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>	<p>第8章 計算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第137条第1項に定める利益の金額（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される利益（<u>決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。</u>）とする。</p> <p>イ. 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の<u>配当可能利益の額</u>（以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、<u>金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配</p>

<p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) <u>投信協会規則</u> 本投資法人は、上記第1号から第4号までのほか、 金銭の分配にあたっては、<u>社団法人投資信託協会</u>の 定める規則等に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人</p> <p>(選任) 第39条 会計監査人は、<u>投資主総会</u>において選任する。</p> <p>(任期) 第40条 (記載省略) 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決 議がなされなかったときは、<u>その投資主総会</u>におい て再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託</p> <p><u>(消費税及び地方消費税)</u> 第43条 (記載省略)</p> <p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運 用報酬の支払に関する基準) 第44条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(第43条から移動)</p>	<p>する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>その他</u> 本投資法人は、上記第1号から第4号までのほか、 金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等 に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人</p> <p>(選任) 第39条 会計監査人は、<u>投資主総会の決議</u>によって選 任する。</p> <p>(任期) 第40条 (現行どおり) 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の 決議がされなかったときは、<u>当該投資主総会</u>におい て再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託</p> <p style="text-align: center;">(第44条に移動)</p> <p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運 用報酬の支払に関する基準) 第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第11章 附則</p> <p><u>(消費税及び地方消費税)</u> 第44条 (記載省略)</p>
--	---

(別紙)	(別紙)																		
(記載省略)	(現行どおり)																		
<p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。）に連動した以下の算式にて算出された計算期間並びに金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算期間</th> <th>計算方法</th> <th>支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）</td> <td>直前期末運用委託資産合計額×本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365</td> <td>計算期間Ⅰ満了日まで</td> </tr> <tr> <td>計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）</td> <td>（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365</td> <td>計算期間Ⅱ満了日まで</td> </tr> </tbody> </table>	計算期間	計算方法	支払時期	計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額×本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで	計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅱ満了日まで	<p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。以下同じ。）に連動した以下の算式にて算出された金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算期間</th> <th>計算方法</th> <th>支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）</td> <td>直前期末運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。）×0.3%×当該計算期間の実日数/365</td> <td>計算期間Ⅰ満了日まで</td> </tr> <tr> <td>計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）</td> <td>（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365</td> <td>計算期間Ⅱ満了日まで</td> </tr> </tbody> </table>	計算期間	計算方法	支払時期	計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで	計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅱ満了日まで
計算期間	計算方法	支払時期																	
計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額×本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで																	
計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅱ満了日まで																	
計算期間	計算方法	支払時期																	
計算期間Ⅰ （直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間）	直前期末運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで																	
計算期間Ⅱ （計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額-計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅱ満了日まで																	
<p>② 運用報酬2</p> <p>本投資法人の直近期決算日毎に算定される本投資法人の運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額（ただし、運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。以下、本第①項において「賃貸収益」という。）の2%に相当する金額（1円未満切捨て）とし、決算確定後1ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p>	<p>② 運用報酬2</p> <p>本投資法人の直前の決算期毎に算定される本投資法人の運用資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額（ただし、運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。以下「賃貸収益」という。）の2%に相当する金額（1円未満切捨て）とし、決算確定後1か月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p>																		
<p>③ 運用報酬3</p> <p>本投資法人の直近期決算日毎に算定される、運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、並びにこれらに類する収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、運用報酬を控除した金額（以下</p>	<p>③ 運用報酬3</p> <p>本投資法人の直前の決算期毎に算定される、運用資産から生じる賃貸収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬4を控除した金額（以下「分配可能金額」という。）の2%に相当する金額（1円未満切捨て）とし、決算確定後1か月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割</p>																		

<p>「分配可能金額」という。)の2%に相当する金額(1円未満切捨)とし、決算確定後1ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④ 運用報酬4</p> <p>運用資産として新たに運用委託資産(ただし、本投資法人が現所有法人から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。)を取得した場合、当該不動産の取得価額(土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。)に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額(1円未満切捨)を、取得日の属する月の翌月末までに支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500億円以下の部分に対して、0.5% <p>(但し利害関係者からの運用委託資産の取得については、0.25%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500億円超の部分に対して、なし 	<p>計算により精算するものとする。</p> <p>④ 運用報酬4</p> <p>運用資産として新たに資産(ただし、本投資法人が保有する信託受益権に係る信託が終了した場合に、本投資法人が信託受託者から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。)を取得した場合、当該資産の取得価額(不動産の場合、土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。また、取得された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。)に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額(1円未満切捨)を、取得日の属する月の翌月末までに支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500億円以下の部分に対して、0.5% <p>(ただし、利害関係者からの資産の取得については、0.25%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500億円超の部分に対して、なし
--	--

第2号議案 資産運用委託契約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人と本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社福岡リアルティとの間の平成16年6月17日付資産運用委託契約（以下「本資産運用委託契約」といいます。）について、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が施行され、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律198号。その後の改正を含みます。）その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたこと等に伴い、本資産運用委託契約の全般に亘って必要な字句の修正等を行うものであります。
- (2) 第1号議案記載の規約の一部変更に伴う変更その他規約と平仄を合わせる変更を行うものであります。
- (3) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、本議案の決議は、第1号議案の規約の一部変更が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行契約	変更案
第1章 業務委託	第1章 業務委託
<p>第1条 (目的)</p> <p>委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「<u>投信法</u>」という。）に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務（以下「<u>委託業務</u>」という。）を、本契約に定めるところに従い、資産運用会社に委託し、資産運用会社はこれを受託する。</p> <p>第4条 (資金調達業務)</p> <p>1. 資産運用会社は、委託者が行う投資口の追加発行、借入れ若しくは借換え、又は投資法人債の発行（以下、これらを併せて「<u>資金調達</u>」という。）に関し、委託者に代わり交渉を行うものとする。</p> <p>2. ～5. (記載省略)</p> <p>第5条 (報告業務)</p> <p>1. 資産運用会社は、委託業務に関して6か月に1回以上報告書を作成し、委託者に対し交付するものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第1条 (目的)</p> <p>委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「<u>投信法</u>」という。）に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務（以下「<u>委託業務</u>」という。）を、本契約に定めるところに従い、資産運用会社に委託し、資産運用会社はこれを受託する。</p> <p>第4条 (資金調達業務)</p> <p>1. 資産運用会社は、委託者が行う投資口を引き受ける者の募集、借入れ若しくは借換え、又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。</u>）の発行（以下、これらを併せて「<u>資金調達</u>」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p> <p>2. ～5. (現行どおり)</p> <p>第5条 (報告業務)</p> <p>1. 資産運用会社は、<u>法定の交付書面とは別途</u>、委託業務に関して6か月に1回以上報告書を作成し、委託者に対し交付するものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
第2章 契約期間	第2章 契約期間
<p>第7条 (契約の解除)</p> <p>委託者又は資産運用会社は、いずれか一方が他方に対し、3か月前の文書による事前通知（<u>但し</u>、次条の手続を経たものに限る。）により、本契約を解除することができる。</p> <p>第8条 (解除の手続)</p> <p>1. 委託者が、前条の規定に従い本契約を解除する場合には、<u>投資法人規約</u>を改正し、投資主総会の決議を経なければならないものとする。</p> <p>2. 資産運用会社が、前条の規定に従い本契約を解除する場合には、委託者の同意を得なければならないものとする。<u>但し</u>、かかる委託者の同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければならないものとする。</p> <p>第9条 (委託者による契約の解除)</p> <p>1. 第7条の規定に関わらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 資産運用会社につき、支払停止、<u>破産宣告</u>、再生手続開始、更生手続開始、<u>会社整理開始</u>又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>2. 委託者は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除しなければならないものとする。</p> <p>(1) 投資信託委託業者（投信法に規定される。）でな</p>	<p>第7条 (契約の解約)</p> <p>委託者又は資産運用会社は、いずれか一方が他方に対し、3か月前の文書による事前通知（<u>ただし</u>、次条の手続を経たものに限る。）により、本契約を解約することができる。</p> <p>第8条 (解約の手続)</p> <p>1. 委託者が、前条の規定に従い本契約を解約する場合には、<u>委託者の規約</u>を改正し、投資主総会の決議を経なければならないものとする。</p> <p>2. 資産運用会社が、前条の規定に従い本契約を解約する場合には、委託者の同意を得なければならないものとする。<u>ただし</u>、かかる委託者の同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければならないものとする。</p> <p>第9条 (委託者による契約の解約)</p> <p>1. 第7条の規定に関わらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 資産運用会社につき、支払停止、<u>支払不能</u>、<u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>2. 委託者は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を<u>解約</u>しなければならないものとする。</p> <p>(1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後</p>

<p>くなくなったとき。</p> <p>(2)～(3) (記載省略)</p> <p>第10条 (本契約の終了)</p> <p>1. 委託者及び資産運用会社の本契約上の義務又は表明及び保証違反を理由とする損害賠償支払債務、その他本契約終了時に残存する委託者又は資産運用会社の資産運用会社又は委託者に対する一切の義務は、本契約の終了後も当該義務が完全に履行されるまで存続するものとする。</p> <p>2. 本契約が終了する場合、資産運用会社は、本契約に基づく委託業務に関係する当事者に対して、かかる本契約の終了の事実を通知した上、資産運用会社が代理保管していたすべての記録、書類、資料等（紙の記録、ディスク、テープ又はその他の媒体で記録が合理的に保存されるものを含むがこれらに限られない。）及びそれらを複製した場合にはそのすべての複製物を委託者に対して引き渡すものとする。また、本契約が終了した場合において委託者が指示した場合には、資産運用会社は、委託者の指示に従い、委託者が新たに選任した資産運用会社に対し、<u>本業務の引継ぎ</u>を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 報酬及び費用</p> <p>第11条 (委託報酬)</p> <p>1. 本契約に定める資産運用会社の行う委託業務の報酬は、<u>運用報酬1ないし4</u>から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は別紙2記載のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第15条 (補償)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) 当事者は、自己の義務若しくは表明及び保証違反を理由として又はこれに関連して相手方が損害を被った場合又は相手方につき費用若しくは支出が発生した場合（第三者の請求又は訴訟等の結果生じた損害、費用若しくは支出を含む。）には、これを相手方の要求に従い、相手方のために補償するものとする。</p> <p>(2) 前号の他、資産運用会社は、資産運用会社、その代理人、使用人又は請負人（<u>但し</u>、委託者及びその関係者を除く。）の故意、重大な過失又は本契約の重要な条項の違反により、委託者に損害又は費用が発生した場合、これを委託者の要求に従い、委託者のために補償するものとする。</p> <p>2. 資産運用会社は、本契約に従い自らの投資判断に基づき委託者の資産を運用した結果、委託者に損失が発生した場合であっても、当該損失が自己の責めに帰すべき事由（<u>本契約第2条第3項に規定する義務の違反を含むが、これに限られない。</u>）によるものでない限り、これを委託者のために補償するために委託者又は第三者に対して財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる義務を負わず、またこれ</p>	<p>の改正を含む。）（以下「<u>金融商品取引法</u>という。）に定める<u>金融商品取引業者</u>（<u>金融商品取引法に定める投資運用業を行う者であり、かつ、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。)</u>第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限る。）でなくなったとき。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>第10条 (本契約の終了)</p> <p>1. 委託者及び資産運用会社の本契約上の義務又は表明及び保証違反を理由とする損害賠償支払債務、その他本契約終了時に残存する委託者又は資産運用会社の資産運用会社又は委託者に対する一切の義務は、本契約の終了後も当該義務が完全に履行されるまで存続するものとする。</p> <p>2. 本契約が終了する場合、資産運用会社は、本契約に基づく委託業務に関係する当事者に対して、かかる本契約の終了の事実を通知した上、資産運用会社が代理保管していたすべての記録、書類、資料等（紙の記録、ディスク、テープ又はその他の媒体で記録が合理的に保存されるものを含むがこれらに限られない。）及びそれらを複製した場合にはそのすべての複製物（以下「<u>委託業務関連記録等</u>という。）を委託者に対して引き渡すものとする。また、本契約が終了した場合において委託者が指示した場合には、資産運用会社は、委託者の指示に従い、委託者が新たに選任した資産運用会社に対し、<u>委託業務関連記録等</u>を引き渡すとともに委託業務の引継ぎを行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 報酬及び費用</p> <p>第11条 (委託報酬)</p> <p>1. 本契約に定める資産運用会社の行う委託業務の報酬は、<u>運用報酬1から4</u>までにより構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は別紙2記載のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第15条 (補償)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) 当事者は、自己の義務若しくは表明及び保証違反を理由として又はこれに関連して相手方が損害を被った場合又は相手方につき費用若しくは支出が発生した場合（第三者の請求又は訴訟等の結果生じた損害、費用又は支出を含む。）には、これを相手方の要求に従い、相手方のために補償するものとする。</p> <p>(2) 前号の他、資産運用会社は、資産運用会社、その<u>役員</u>、代理人、使用人又は請負人（<u>ただし</u>、委託者及びその関係者を除く。）の故意、重大な過失又は本契約の重要な条項の違反により、委託者に損害又は費用が発生した場合、これを委託者の要求に従い、委託者のために補償するものとする。</p> <p>2. 資産運用会社は、本契約に従い自らの投資判断に基づき委託者の資産を運用した結果、委託者に損失が発生した場合であっても、当該損失が自己の責めに帰すべき事由（第2条第3項に規定する義務の違反を含むが、これに限られない。）によるものでない限り、これを委託者のために補てんするために委託者又は第三者に対して財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる義務を負わず、またこれら</p>
--	---

<p>これらの行為をしてはならないものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 一般条項</p> <p>第19条 (通知)</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡(日常的な報告は除く。)(以下、総称して「通知」という。)は、すべて書面によるものとし、かつ(i)手交(受領書を受け取ること)、又は(ii)書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合のみ、適式に通知されたとみなされるものとする。いずれの場合も下記の住所宛に行われるものとする。但し、各当事者への本条の定めに従った通知により住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p>委託者： 福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2番25号 福岡リート投資法人</p> <p>資産運用会社：福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2番25号 株式会社福岡リアルティ</p> <p>2. すべての通知は、前項により適切に送付された時点を以って通知されたものとみなされる。当該通知に対して応答すべき時は、(i)受領されたか又は受領を拒否されたときから、又は(ii)住所変更の通知が本条に基づいて行われなかった場合には配達不能の日から起算するものとする。</p> <p>第20条 (守秘義務)</p> <p>1. 当事者は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき、又はこれに関連して相手方から受領した情報の一切(以下「秘密情報」という。)につき、これを第三者に対し、開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。但し、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、証券取引法、投信法、その他の法令又は規則に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が証券取引所に上場されているときにおける、証券取引所の規則に基づく開示</p> <p>(4) 投資信託協会の規則に基づく開示</p> <p>(5) ～ (8) (記載省略)</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p> <p>第21条 (内部者取引)</p> <p>運用会社は、委託業務を担当する資産運用会社の役員及び社員等(以下「役職員等」という。)が、以下に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ～(2) (記載省略)</p> <p>第22条 (利益相反対策ルール)</p> <p>1. 資産運用会社は、投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、利害関係人等又はこれ</p>	<p>の行為をしてはならないものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 一般条項</p> <p>第19条 (通知)</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡(日常的な報告は除く。)(以下、総称して「通知」という。)は、すべて書面によるものとし、かつ(i)手交(受領書を受け取ること)、又は(ii)書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合のみ、適式に通知されたとみなされるものとする。いずれの場合も下記の住所宛に行われるものとする。ただし、各当事者への本条の定めに従った通知により住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p>委託者： 福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2番25号 福岡リート投資法人</p> <p>資産運用会社：福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2番25号 株式会社福岡リアルティ</p> <p>2. すべての通知は、前項により適切に送付された時点を以って通知されたものとみなされる。当該通知に対して応答すべき時は、(i)受領されたか若しくは受領を拒否されたときから、又は(ii)住所変更の通知が本条に基づいて行われなかった場合には配達不能の日から起算するものとする。</p> <p>第20条 (守秘義務)</p> <p>1. 当事者は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき、又はこれに関連して相手方から受領した情報の一切(以下「秘密情報」という。)につき、これを第三者に対し、開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、金融商品取引法、投信法、その他の法令又は規則に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が金融商品取引所に上場されているときにおける、金融商品取引所の規則に基づく開示</p> <p>(4) 社団法人投資信託協会の規則に基づく開示</p> <p>(5) ～ (8) (現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (内部者取引)</p> <p>資産運用会社は、委託業務を担当する資産運用会社の役員及び社員等(以下「役職員等」という。)が、以下に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ～(2) (現行どおり)</p> <p>第22条 (利益相反対策ルール)</p> <p>1. 資産運用会社は、金融商品取引法又は投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、利</p>
--	--

<p>に類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引(以下「利益相反取引」という。)について、別途利益相反対策ルールを定め、委託者の役員会に報告するものとする。</p>	<p>害関係人等(投信法第201条第1項に定める利害関係人等をいう。)又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引(以下「利益相反取引」という。)について、別途利益相反対策ルールを定め、委託者の役員会に報告するものとする。</p>
<p>2. 前項の利益相反対策ルールを改正または変更したときは、資産運用会社は、速やかに、委託者の役員会に報告するものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>2. 前項の利益相反対策ルールを改正又は変更したときは、資産運用会社は、速やかに、委託者の役員会に報告するものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第24条(準拠法及び管轄裁判所) 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連するあらゆる法的申立て又は手続につき、福岡地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。</p>	<p>第24条(準拠法及び管轄裁判所) 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連するあらゆる法的申立て又は手続につき、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>
<p>(別紙1)</p>	<p>(別紙1)</p>
<p>資産運用の対象及び方針</p>	<p>資産運用の対象及び方針</p>
<p>第一. 資産運用の基本方針 本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等(投資法人規約第31条第2項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券(同第31条第3項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。)等の特定資産に投資して運用を行う。</p>	<p>第一. 資産運用の基本方針 委託者は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等(第二. 第2項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券(第二. 第3項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。)等の特定資産に投資して運用を行う。</p>
<p>第二. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p>	<p>第二. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</p>
<p>本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する。</p>	<p>1. 委託者が主要な投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第2項及び第3項に掲げるものをいう。</p>
<p>1. 不動産等とは次に掲げるものをいう。</p>	<p>2. 不動産等とは次に掲げるものをいう。</p>
<p>(1) ~ (3) (記載省略)</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含む。)(以下「投信法施行令」という。))第3条第1号において定義される有価証券(以下「有価証券」という。)に該当するものを除く。</p>	<p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。)</p>
<p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p>	<p>(5) 信託財産を主として第1号から第3号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>
<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う上記第1号から第5号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)</p>	<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産等に関する匿名組合出資持分」という。)</p>
<p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p>	<p>(7) 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>
<p>2. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p>	<p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p>
<p>(1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定め</p>	<p>(1) 優先出資証券 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。)(以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定</p>

<p>る優先出資証券</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第12項に定める受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第22項に定める投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号又は第5号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>3. 本投資法人は、上記に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～ (4)（記載省略）</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。（以下「証券取引法」という。））第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 社債券（相互会社の社債券を含む。）（転換社債、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>(7) 資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。）</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（投信法第2条第25項に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）</p> <p>(12) 金銭債権（投信法施行令第3条第11号で定めるものをいう。）</p> <p>(13) 金融先物取引等（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。）に係る権利</p> <p>(14) 金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号で定めるものをいう。）に係る権利 （新設） （新設）</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p>	<p>める優先出資証券</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第7項に定める受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第15項に定める投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>4. 委託者は、上記に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～ (4)（現行どおり）</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 社債券（相互会社の社債券を含む。新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>(7) 資産流動化法に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。）</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（投信法第2条第18項に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいう。）</p> <p>(12) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第7号で定めるものをいう。） （削除）</p> <p>(13) デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号で定めるものをいう。）</p> <p>(14) 株券（ただし、第一に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に限る。）</p> <p>(15) 有価証券（ただし、第2項、第3項及び前各号において有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>5. 委託者は、上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</p> <p>(2) 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(3) 動産等（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）で規定されるもののうち、設備、備品、その他構造上又は利用上不動産に付加された物件等をいう。）</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）に基づく著作権等</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく算定制当量その他これに類似するもの又は排出権（温</p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>室効果ガスに関する排出権を含む。)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産 対価証券の投資に付随して取得することが必要又は 有用となるもの</p> <p>6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示 権利について当該権利を表示する有価証券が発行さ れていない場合においては、当該権利を当該有価証 券とみなして、上記第2項から第5項までを適用す るものとする。</p>
<p>第三. 投資態度</p> <p>1. 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定 義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有 する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分 の75以上となるように運用する。ここで特定不動産 とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動 産、不動産の賃借権、地上権、又は不動産、土地の 賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をい う。</p> <p>2. 本投資法人は、本投資法人の資産の総額のうち<u>に占 める租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号、 その後の改正を含む。)</u>第39条の32の3第9項に定 義される不動産の価格の割合として<u>租税特別措置法 施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改 正を含む。)</u>第22条の19第3項で定める割合を100 分の75以上となるように運用する。</p> <p>3. 本投資法人の投資する不動産(不動産を除く不動産 等及び不動産対価証券の裏付けとなる不動産を含 む。)の用途は、主として商業施設、オフィスビル、 ホテル、住居等とし、投資対象地域としては主とし て福岡市及びその周辺部並びに首都圏、政令指定都 市をはじめとする全国の主要都市及びそれぞれの周 辺部とする。</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資に際しては、十分 なデュー・ディリジェンス(詳細調査等)を実施し、 その投資価値を見極めた上で、投資環境等に応じて その投資を決定する。</p> <p>5. 本投資法人の運用にあたっては、第31条第2項に掲 げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の 受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規 模等によっては、その他の不動産等(第31条第2 項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する 信託の受益権を除いたものをいう。)及び不動産対 価証券への投資を行う。</p> <p>6. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係 る利息、配当金及び償還金、金銭債権に関する利息 及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分 に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並 びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当するこ とができる。</p>	<p>第三. 投資態度</p> <p>1. 委託者は、資産の運用の方針として、以下に定義す る特定不動産の価額の合計額の委託者の有する特定 資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上 となるように運用する。ここで特定不動産とは、委 託者が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の 賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の 賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をい う。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 委託者の投資する不動産(不動産を除く不動産等及 び不動産対価証券の裏付けとなる不動産を含む。)の 用途は、主として商業施設、オフィスビル、ホテ ル、住居等とし、投資対象地域としては主として福 岡市及びその周辺部並びに首都圏、政令指定都市を はじめとする全国の主要都市及びそれぞれの周辺部 とする。</p> <p>3. 委託者は、不動産等及び不動産対価証券への投資に 際しては、十分なデュー・ディリジェンス(詳細調 査等)を実施し、その投資価値を見極めた上で、投 資環境等に応じてその投資を決定する。</p> <p>4. 委託者の運用にあたっては、<u>第二. 第2項</u>に掲げる 資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益 権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等 によっては、その他の不動産等(<u>第二. 第2項</u>に掲 げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の 受益権を除いたものをいう。)及び不動産対価証券 への投資を行う。</p> <p>5. 委託者は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利 息、配当金及び償還金、金銭債権に関する利息及び 遅延損害金、不動産等に関する匿名組合出資持分 に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並 びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当するこ とができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第四. 資産運用の対象とする資産についての制限</p> <p>1. 有価証券及び金銭債権に係る制限 本投資法人は、<u>第二. 3. (3) から (12) までに定め る有価証券及び金銭債権について、積極的な運用益の</u></p>	<p>6. 委託者は、その有する資産の総額のうち<u>に占める不 動産等(不動産(投資法人の計算に関する規則(平 成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。)) 第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をい う。以下本項において同じ。))、不動産の賃借権、 同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれ らの資産を信託する信託の受益権をいう。)</u>の価額 の割合が100分の70以上となるようにする。</p> <p>第四. 投資制限</p> <p>1. 委託者は、<u>第二. 第4項第3号から第11号まで、 第14号及び第15号に定める有価証券並びに同項第 12号に定める金銭債権について、積極的な運用益の</u></p>

取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。

2. 金融デリバティブ取引に係る制限
 本投資法人は、第二. 3. (13) 及び (14) に定める金融先物取引等、金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。

3. 投資対象物件に係る制限
 投資対象となる不動産(不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含む。)は国内不動産に限定する。

第五. 組入資産の貸付け及び担保提供

1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とする。
2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第一. 資産運用の基本方針に従い運用する。
3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。
4. 本投資法人は、不動産その他の運用資産について、第三者のために担保に供することがある。

(別紙2)

① 運用報酬1

本投資法人は、投資信託委託業者と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額(本投資法人の直前の決算期の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下、「貸借対照表」という。)に記載された資産の部の合計額をいう。)に連動した以下の算式にて算出された計算期間並びに金額(円単位未満切捨て)及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。

計算期間	計算方法	支払時期
計算期間Ⅰ (投資法人設立日または直前の決算日の翌日が属する月から3ヶ月目の末日までの期間)	投資法人設立時または直前期末運用委託資産合計額(本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額) × 0.3% × 当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで
計算期間Ⅱ (計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間)	(投資法人設立時または直前期末運用委託資産合計額 + 計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額 -	計算期間Ⅱ満了日まで

取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。

2. 委託者は、第二. 第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利への投資を、委託者に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。

(削除)

第五. 組入資産の貸付け及び第三者のための担保提供

1. 委託者は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とする。
2. 委託者は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第一. 資産運用の基本方針及び第三. 投資態度に従い運用する。
3. 委託者は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。
4. 委託者は、不動産その他の運用資産について、第三者のために担保に供することがある。

(別紙2)

① 運用報酬1

委託者は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額(委託者の直前の決算期の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。)に記載された資産の部の合計額をいう。以下同じ。)に連動した以下の算式にて算出された金額(円単位未満切捨て)及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。

計算期間	計算方法	支払時期
計算期間Ⅰ (直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの期間)	直前期末運用委託資産合計額(委託者の直前の決算期の貸借対照表に記載された運用委託資産合計額をいう。以下同じ。) × 0.3% × 当該計算期間の実日数/365	計算期間Ⅰ満了日まで
計算期間Ⅱ (計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間)	(直前期末運用委託資産合計額 + 計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額 - 計算期間Ⅰの期中に処	計算期間Ⅱ満了日まで

	<p>計算期間 I の期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額) × 0.3% × 当該計算期間の実日数 / 365</p>		<p>分した運用資産の直前期末貸借対照表価額) × 0.3% × 当該計算期間の実日数 / 365</p>
<p>② 運用報酬 2 本投資法人の直近期決算日毎に算定される本投資法人の運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額（ただし、運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。以下、本第①項において「賃貸収益」という。）の 2% に相当する金額（1 円未満切捨）とし、決算確定後 1 ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>③ 運用報酬 3 本投資法人の直近期決算日毎に算定される、運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金またはそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、並びにこれらに類する収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、<u>運用報酬を控除した金額</u>（以下「分配可能金額」という。）の 2% に相当する金額（1 円未満切捨）とし、決算確定後 1 ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④ 運用報酬 4 運用資産として新たに運用委託資産（ただし、本投資法人が現所有法人から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。）を取得した場合、当該不動産の取得価額（土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそれぞれの取得価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1 円未満切捨）を、取得日の属する月の翌月末までに支払う。 ・ 500 億円以下の部分に対して、0.5% (但し利害関係者からの運用委託資産の取得については、0.25%) ・ 500 億円超の部分に対して、なし</p>	<p>② 運用報酬 2 委託者の直前の決算期毎に算定される委託者の運用資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額（ただし、運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。以下「賃貸収益」という。）の 2% に相当する金額（1 円未満切捨）とし、決算確定後 1 か月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>③ 運用報酬 3 委託者の直前の決算期毎に算定される、運用資産から生じる賃貸収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、<u>運用報酬 1、運用報酬 2、運用報酬 4</u>を控除した金額（以下「分配可能金額」という。）の 2% に相当する金額（1 円未満切捨）とし、決算確定後 1 か月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が営業期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④ 運用報酬 4 運用資産として新たに資産（ただし、委託者が保有する信託受益権に係る信託が終了した場合に、委託者が信託受託者から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。）を取得した場合、当該資産の取得価額（<u>不動産の場合、土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそれぞれの取得価額とする。また、取得された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。</u>）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1 円未満切捨）を、取得日の属する月の翌月末までに支払う。 ・ 500 億円以下の部分に対して、0.5% (ただし、利害関係者からの資産の取得については、0.25%) ・ 500 億円超の部分に対して、なし</p>		

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員の花木正安は、平成22年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成22年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成22年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

なお、本議案において、執行役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成22年5月29日より2年間となります。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
花 木 正 安 (昭和21年7月17日生)	昭和44年4月 株式会社日本不動産銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 入行
	平成4年6月 同行取締役東京支店長
	平成6年2月 同行取締役金融開発部長
	平成7年6月 同行取締役営業企画第二部長
	平成8年6月 同行常務取締役
	平成10年6月 同行専務取締役
	平成10年11月 株式会社CSK理事
	平成12年11月 三洋信販株式会社専務執行役員
	平成15年7月 フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO(最高経営責任者)
	平成18年4月 株式会社福岡リアルティ顧問
	平成18年6月 株式会社福岡リアルティ 代表取締役社長(現職)
平成18年7月 本投資法人執行役員(現職)	

・執行役員候補者花木正安は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役を兼務しております。

・本投資法人との特別の利害関係

当該兼職を除き該当なし。

・本投資法人の投資口保有

該当なし。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員長野庵士及び篠原俊の両氏は、平成22年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成22年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成22年5月29日より2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	長 野 庵 士 (昭和19年3月20日生)	昭和41年4月 大蔵省入省 証券局 昭和58年1月 在イギリス日本国大使館参事官 平成2年6月 主税局総務課長 平成5年7月 銀行局担当審議官 平成8年1月 証券局長 平成12年10月 第二東京弁護士会登録 平成14年11月 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 顧問 平成16年7月 本投資法人監督役員(現職) 平成22年1月 西村あさひ法律事務所パートナー(現職)
2	篠 原 俊 (昭和29年12月7日生)	昭和55年3月 公認会計士篠原俊事務所開設(現職) 平成16年4月 国立大学法人九州大学監事(現職) 平成19年5月 株式会社ベスト電器監査役(現職) 平成19年6月 日本公認会計士協会北部九州会副会長 本部理事兼任(現職) 平成19年10月 本投資法人監督役員(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

第5号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員八木聖二の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成22年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
八木聖二 (昭和20年7月3日生)	昭和43年4月 株式会社 日本不動産銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 入行 平成3年6月 同行取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成10年6月 福岡地所株式会社入社 平成10年8月 同社専務取締役 平成13年6月 株式会社福岡シティ銀行(現 株式会社西日本シティ銀行) 入行 同行取締役 平成14年7月 福岡地所株式会社入社 平成14年8月 同社専務取締役 平成15年8月 同社代表取締役社長(現職)

- ・ 補欠執行役員候補者八木聖二は、福岡地所株式会社の代表取締役を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

第6号議案 補欠監督役員2名選任の件

補欠監督役員新道弘康及び三嶋良英の両氏の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員2名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	新道弘康 (昭和20年3月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録 福岡県弁護士会 員(現職) 昭和60年4月 九州弁護士連合会事務局長 昭和61年4月 新道法律事務所開設(現職) 平成2年4月 九州弁護士連合会広報委員長 平成8年4月 福岡県弁護士会懲戒委員 平成16年7月 本投資法人監督役員 平成18年7月 本投資法人監督役員退任
2	三嶋良英 (昭和44年4月12日生)	平成6年10月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 平成6年10月 会計士補登録 平成10年8月 アーサーアンダーセン宇野絏一税理士事務所(現 KPMG税理士法人)入所 平成11年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ)入所 平成12年5月 公認会計士登録 平成19年5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 平成19年8月 税理士登録 平成21年6月 株式会社ジャルコ監査役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・補欠監督役員相互間の優先順位は、第一順位が新道弘康、第二順位が三嶋良英です。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第6号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上